

軍人勅諭

第十類
勅諭
三冊

2 A
33-5
210

210

20

22

(25)

つれが大凡兵権を臣下にお委ね給ふこととなり
き中世に至りて文武の制度皆唐國風より倣ひ
給ひ六衛府を置き左右馬寮と建て防人
なや設けられし兵制も整ふれども打
續るる昇平小狃とて朝廷の政務も漸文
弱より流連せられし兵農のつらら二よかれ古
乃徴兵はつとなく壯兵に姿も変り遂にお
武士やあり兵馬の権も一向より其武士よりの
棟梁多る者より帰ふ世の亂と共に政治の

大權も亦其手にお落し凡七百年の間武家
に政治ととなりぬ世の様乃移り換りて斯
なれり人かして挽回せしむべきは原とせし
たつら且て我國體に戻り且て我祖宗の御制
にお背き奉り淺間より次第なりと降りて弘化
嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國
の事とも起りて其侮とも受りぬし勢も
迫りけしは朕も皇祖仁孝天皇皇考孝明
天皇いたく宸襟を悩し給ふことと忝くも

又惶りれ然るも朕幼くして天津日嗣を受け
—初征夷大將軍其政權を返上—大名小
名其版籍を奉還—年を経ると海内一
統の世となり古の制度は復しぬ是文武の忠
臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なるを歴世
祖宗に専蒼生に憐れ給ひ—御遺澤な
りといふも併我臣民の其心は順逆の理を
辨へ大義の重きを識るるの故よとてあま
さうれ—此時り於る兵制を更め我國の

光を耀さんぞ思ひ此十五年の程は陸海軍
の制をば今に格は建定めぬ夫兵馬の大權
を朕が統ふる所なれ—其司ふをこそ臣下は
は任じたる也其大綱は朕親之に攬り肯
て臣下は委ぬべきものあり天子と孫に至
るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の
大權を掌握するに義を存し—再中世
以降の如き失體をかたし—誠望むなり
朕が汝等軍人の大元帥なるをされ—朕が

汝等を股肱と頼み汝等の朕を頭首と仰ぎ
てそ其親を特め深るる旨、朕が國家を保
護して上天の恵に應じ祖宗の恩を報いし
むる事、汝等も侍らるるに汝等軍人
其職を盡しよし盡さざるに由らざるか、我
國の稜威振ふるるに汝等能く朕と
其憂を共ぶるに我武維揚するに其榮を耀
すは朕汝等と其譽を偕めば、汝等皆
其職を守り朕と一心なるに力を國家の

保護と盡しよは我國の蒼生を永く大平の福
を受け我國に威烈を大に世界乃光華
ともなりぬるに朕斯を深く汝等軍人
望むるに猶訓諭すべき事こそあれし
やとを左に述べて

一軍人の忠節を盡しよを奉らば、凡そ我
國に稟くるもの誰か、國に報ゆるの心なき
に、況して軍人たる者も此心の固からざる物
乃用りまら得ずとも、思われず軍人として

報國の心堅固ならざる者め何程技藝も
熟し學術も長ずるも猶偶人おひとかる
し志其隊伍も整し節制も正しく忠節と
存せざる軍隊を事し臨もよく烏合の衆
よ同あるし抑國家を保護し國權を維
持せざるも兵力不在れも兵力の消長は是
國運の盛衰なること或辨し世論も惑は
政治も拘らぬ只一途よ己の本分の忠節
を守り義の山嶽よりも重く死の鴻毛より

を輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺
を敢り汚名を受くるものぞ

一軍人の禮儀を正しくし凡軍人め至上元帥
より下士卒め至るまで其間も官職の階級
ありて統屬するものなり同列同級と
も停年も新舊あるは新任の者も舊任の
りあり服従しし中より下級のり此を上
官の命を承る事と實に直に朕の命を
承る義なりし心得よ己の隸屬する所

小阿らば上級の者を勿論停年のもも
舊きもの小對とてくも總して敬禮を盡し
ア一又上級の者を下級のものに向ひ聊を
輕侮驕傲の振舞はるる公務の爲
小威嚴を主と爲る時を格別なれとも
其外を務めて懇み取扱ひ慈愛を專一
せし心掛け上下一致とて王事小勤勞せ
よ若軍人もるものして禮儀を紊り上を
敬い下を惠まらば一致の和諧を失

ひたらしよも雷也軍隊の蠢毒たるもの
この國家の爲もゆる難き罪人なる
ア一

一軍人を武勇を尚ふア夫武勇を我國
よめて古よりいとも貴むる所なれ我國の
臣民ならむれば武勇なくては叶ふま
況して軍人も我も臨み敵に當るの職
なれし片時も武勇を忘れくもの
きつやとて武勇なりと大勇あり小勇

ありて同から汝血氣よもや粗暴の振と舞
なるとせんも武勇とも謂ひ難一軍人ら
んものも常小能く義理を辨へ能く膽力
を練り思慮を殫志して事を謀る一
小敵た里とも侮ら汝大敵ありとも懼も汝
己の武職を盡さむこそ誠の大勇よもあ
れさむ武勇を尚ふものも常々人々接
るものも温和を第一とし諸人の愛敬を
得むと心掛けよ由なき勇武好まて

猛威を振ひあらし果も世人も忌嫌ひて
豺狼なとの如く思ひなむ心すしきこと小
と

一軍人の信義を重んずし凡信義を守ると
と常此道よもあまとわきて軍人を信義
なくして一日も隊伍の中み交りてあらんこと
難かるへ志信とも己か言を踐行ひ義と
も己の分を盡さば汝なりされ信義を
盡さむと思ふ始より其事の成し得ず

この得へあらしむるを審み思考をへし腕筆
なる事を假初に諾してよりなれん關係を
結ひ後は卒りて信義を立てんとすれを進
退谷りて身の措き所亦苦むことあり
悔ゆとも其詮なく始に能く事の順逆
を辨し理非を考へ其言を所詮踐し
からしむと知里其義をとも守るべからば
と悟るなる速よ止るをそよけ速吉より或
は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を

誤り或も公道に理非を踏迷ひて私情の
信義を守りあらしむ英雄豪傑とも其禍よ
遭ひ身を滅し屍の上に汚名を後世まで
遺せること其例多しあらしぬものを深く警
めてやあらしむべき

一軍人の質素を旨とすべし凡質素を旨と
せしむる文弱の流に軽信を趨り驕奢華
靡の風を好み遂に貪汚を隔りて志を
萎下し賤くなり節操も武勇も其甲斐を

く世人小爪も一きせらるを迄小をりぬ一
其身生涯の不幸なる事といふも中々思ひなり
此風一多し軍人の間より起りて其彼の傳
染病の如く蔓延し士風を兵氣も頓に
衰へぬ處を明なり朕深く之を懼れ
て曩より免黜條例を施行し略此事を誠
め置まらむれと猶も甚惡習の出んことを憂
へて心要からぬ故に又之を訓ふるを
汝等軍人の免は訓誡を等間なる思ひそ

右の五ヶ條は軍人たるんもの誓を忽ちすつゝ
さて之を行らんもの誠心こそ大切なれ抑此
五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條乃
精神なり心誠なるれ如何なる嘉言も善
行も皆うそへ乃裝飾も何の用にもえ立つ
べき心たぬ誠ある何事を成るものそめ況
してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行
ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓を遵ひ
て此道を守り行ひ國を報ゆるの務を盡さば

日本國に蒼生舉りて之を悦ばむ朕一人の懌
のみをらんや

明治十八年十二月十五日

御名 御璽

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

明治十六年八月陸軍省上
奏

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--